

たつの市民病院地方独立行政法人化支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、たつの市民病院地方独立行政法人化支援業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により提案を募集し、費用と効果を総合的に評価し、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

たつの市民病院地方独立行政法人化支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「たつの市民病院地方独立行政法人化支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から平成32年（2020年）3月31日（火）まで

※ただし、この期間は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約を前提としているため、平成31年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算において減額又は削除があった場合、市はこの契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができないものとする。

(4) 見積限度額

15,000,000円（税抜）

※この金額は予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すものであることに留意すること。なお、見積金額が見積限度額を超えた場合は失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公告日から契約締結の日まで、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者。
- (2) たつの市入札参加資格制限基準（平成17年告示第93号）に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であっても、公告の日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けている者。
- (4) たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成24年告示第1号）

第3条に規定する入札参加排除措置を受けていない者。

(5) 国税及び市民税の滞納がない者。

(6) 平成20年4月1日以降に公立病院の地方独立行政法人化支援業務を元請けとして完了した実績を有する者。

4 スケジュール

実施内容	実施期間
参加申込受付期間	平成30年11月22日(木)から平成30年11月28日(水)まで
参加資格確認結果通知	平成30年11月29日(木)
質問書受付期間	平成30年11月30日(金)から平成30年12月4日(火)まで
質問書回答	平成30年12月6日(木)
提案書受付期間	平成30年12月7日(金)から平成30年12月11日(火)まで
審査	平成30年12月17日(月) (予定)
結果通知	平成30年12月下旬 (予定)
契約締結	平成30年12月下旬 (予定)

5 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類 (③～⑦については、たつの市入札参加資格登録者名簿に登録がある場合は省略できる。)

① プロポーザル参加申込書 (様式第1号)

② 事業者概要 (様式第2号)

③ 誓約書 (様式第3号)、役員等調書及び照会承諾書 (様式第4号)

④ 履歴事項全部証明書 (写し可 発行日から3か月以内のもの)

⑤ 印鑑証明書 (写し可 発行日から3か月以内のもの)

⑥ 完納証明書 (写し可 発行日から3か月以内のもの)

・たつの市が発行する「市税の完納証明書」(たつの市に納税義務がある場合)

・税務署が発行する「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことの証明書 (納税証明書その3の3)

⑦ 財務諸表 (直近1年分)

⑧ 業務実績調書 (様式第5号)

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

たつの市民病院事務局 (以下「事務局」という。) まで持参又は郵送すること。郵送の場合は5 (4) 受付期間までの必着とし、到着確認も行うこと。

(4) 受付期間

平成30年11月22日（木）午前8時30分から平成30年11月28日（水）午後5時まで（土、日、祝日及び各日の正午から午後1時までを除く。）

(5) 参加資格の確認

プロポーザル参加申込書を提出した者について、前記3の参加資格を確認し、プロポーザル参加資格確認結果通知書により確認結果を通知する。発送予定日は平成30年11月29日（木）とする。

なお、参加資格を有することを認められなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）を事務局に提出し、説明を求めることができる。

- ① 提出期限 平成30年12月4日（火）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法 事務局まで持参又は郵送すること。郵送の場合は提出期限までの必着とし、到着確認も行うこと。

6 質問書の受付及び回答

プロポーザル参加資格確認結果通知書で「参加資格を有すると認める」と通知した者（以下「提案事業者」という。）は、業務内容や提案書作成等に関し疑義がある場合は、質問書（様式第6号）を電子メールで提出することとし、質問書を送信した際には、必ず電話で事務局にその旨を連絡すること。

なお、質問書の提出は、提案事業者のみ提出できることとし、電子メール以外の方法及び受付期間以外に提出された質問書は、一切受け付ない。送信誤り等により期間内に質問書が届いていない場合も、その質問は無効とする。

送付先：shiminbyoin@city.tatsuno.lg.jp

(1) 受付期間

平成30年11月30日（金）午前8時30分から平成30年12月4日（火）午後5時まで（必着）

(2) 回答

質問に対する回答は、平成30年12月6日（木）午後5時までに、提案事業者全員に電子メールで回答する。ただし、質問の内容が審査事項に該当する質問、選考に公平性を保てない質問等審査に支障をきたすおそれのある質問については回答しない。回答内容については、仕様書の追加又は修正があったものとみなす。

7 提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 提案書（任意様式）正本1部（代表者印等を押したもの）、副本9部
- ア 仕様書「4 業務内容」に記載の項目について、それぞれの支援内容を明記すること
- イ 本要領2(4)における提案の規模の範囲内であるならば、仕様書「4 業務内容」に記載されていない項目でも、本業務遂行において有効な作業がある場合、

提案を盛り込むことは差支えない。

- ② 業務見積書（任意様式）1部（代表者印等を押したもの）

※積算根拠を示した内訳書を添付すること。

- ③ 業務工程表（任意様式）正本1部、副本9部

※仕様書「4 業務内容」について工程表を作成すること。

- ④ 業務実施体制（任意様式）正本1部、副本9部

ア 業務を確実に実施、履行する組織体制を明記すること。

イ 仕様書「7 業務体制」に基づいた全体を統括する責任者、主任担当者、担当者の配置、役割分担及び連絡体制を明記すること。

ウ 全体を統括する責任者、主任担当者、担当者の支援実績について記載すること。

(2) 提出方法

事務局に持参又は郵送すること。郵送の場合は7（3）提出期間までの必着とし、到着確認も行うこと。

(3) 提出期間

平成30年12月7日（金）午前8時30分から平成30年12月11日（火）午後5時まで（土、日及び各日の正午から午後1時までを除く。）

(4) 提案書に関する留意事項

- ① 提案書の規格は、A4（A3不可）とし、表紙と目次を除き30ページ以内とする。

- ② 副本については、提案事業者名（会社名）や代表者印など、提案事業者が特定・類推される箇所をマスキング処理するほか、完全に削除すること。

- ③ 提案書等の提出後は、書類に記載された内容の追加及び変更は認めない。ただし、事務局は必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 辞退

プロポーザル参加申込書を提出後、辞退する場合は、辞退届（任意様式）を平成30年12月11日（火）午後5時までに、事務局に持参又は郵送すること。郵送の場合は上記期限までの必着とし、到着確認も行うこと。

なお、本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

8 審査方法

たつの市民病院地方独立行政法人化支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）で定めた評価基準に沿って評価を行う。

提案事業者によるプレゼンテーションを行い、その評価結果と提出された提案書等を基に総合的に評価し、最高得点者を第一位受託候補者として選定し、次点の者を第二位受託候補者とする。ただし、合計得点が6割に満たない者は失格とする。

なお、最高得点者の得点と同点であった場合は、最高得点者中、見積金額の総額が最

も安価であった者を受託候補者として特定し、見積金額も同額であった場合は、くじ引きにより特定する。

なお、提案書等の提出が1者のみであった場合でもプロポーザルは継続する。

(1) 審査日時

平成30年12月17日(月)を予定

(2) 審査実施会場

たつの市民病院 2階 大会議室

(3) 実施方法

- ① プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度(委員の質問終了まで)とする。
- ② 提案書をもとに説明を行うこと。なお、プレゼンテーションに必要な機器類は、提案事業者が準備すること。なお、スクリーンは事務局にて用意する。
- ③ 出席者は1者3名以内とする。

(4) 審査項目

別表たつの市民病院地方独立行政法人化支援業務委託評価基準のとおり

(5) 審査結果の通知

審査結果は、平成30年12月下旬(予定)に書面により通知する。

なお、提案が採用されなかった者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)を事務局に提出し、説明を求めることができる。

- ① 提出期限 結果通知日から1週間後の午後5時まで(必着)
- ② 提出方法 郵送又は持参(郵送の場合は上記期限までの必着とし、到着確認も行うこと。)

9 契約までの手続

審査により第一位受託候補者となった者と提案の内容に基づき、改めて業務見積書を徴取し、契約締結に向けた協議を行い、合意に達した場合には、契約を締結する。市と第一位受託候補者との契約が成立しない場合は、第一位受託候補者との協議を終了し、第二位受託候補者と協議する。

10 失格

提案事業者又は提案事業者の提出した提案書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提案事業者は失格とする。

- (1) 本プロポーザルの提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 本プロポーザルの作成様式及び前記7(4)で定める提案書に関する留意事項に適合しないもの。
- (3) 本プロポーザルの提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) この要領に定められた以外の手法により、委員会委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合等本市に対し不正な接触をした者。
- (6) 審査終了までの間に参加資格者が前記3（参加資格）各号に規定する条件を欠くこととなったとき。
- (7) プロポーザル終了後に虚偽が判明したとき。

11 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。ただし、提案書は、契約に至った場合に使用する他は候補者選定以外には使用しないものとし、たつの市文書取扱規程等に従い責任を持って管理・廃棄行う。
- (2) プロポーザル実施に当たり、参加者から提出された提案書等は、たつの市情報公開条例（平成17年第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき情報公開の対象とする。ただし、情報公開の対応は、本契約締結後とする。
- (3) 提案書等に記載する内容については、情報公開請求があった際に条例の規定に基づき開示することを前提とするので、提案書等の内容で企業秘密のため不開示を希望する部分については、脚注等でその部分を特定した上で明記すること。ただし、開示の可否については、情報公開時に判断する。
- (4) 契約者以外の提案書については、不開示とする。
- (5) 開示する場合、提案書等は、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提案事業者は、審査等に対しての異議申し立てを行うことはできない。
また、本市は審査方法、審査内容についての問合せにも応じないこととする。
- (7) 提出書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費並びにその他本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は提案事業者の負担とする。

12 問い合わせ・書類提出先

たつの市民病院事務局

住 所：〒671-1311 兵庫県たつの市御津町中島1666番地1

電 話：079-322-1135

E-mail：shiminbyoin@city.tatsuno.lg.jp

別表

たつの市民病院地方独立行政法人化支援業務委託評価基準

評 価 項 目	配 点
1 実績 ① 地方独立行政法人化支援業務の受注実績があるか	100
2 提案書及びプレゼンテーション ① 本業務の目的を十分理解し、業務の実施方針が示されているか ② 本業務を適切に遂行できる実施体制であるか ③ 実現性があり、整合性のあるスケジュールであるか ④ 仕様内容に関する理解が適切で、有益な提案であるか	700
3 価格	200
合 計	1,000